

公安委員会 決裁資料	令和8年度留置施設に対する実地監査計画	令和8年4月22日 留置管理課
<p>1 趣旨</p> <p>刑事収容施設及び被留置者等の処遇に関する法律第18条の規定により、警察本部長に指名された監査官が県内各留置施設を視察して、留置施設の管理運営、被留置者の処遇、護送業務の実施状況等を確認し、業務の改善等を図るもの</p> <p>2 実施時期</p> <p>令和8年4月から令和9年3月までの間</p> <p>3 対象</p> <p>県下13か所の留置施設 (本部直轄施設3施設、集中署5施設及び非常設留置施設5施設)</p> <p>4 監査方法</p> <p>(1) 警察庁が示した巡察における重点項目に基づく業務点検 警察庁が示した「令和8年度における留置施設の巡察の重点項目」に基づく業務点検を実施する。</p> <p>(2) 留置施設運営上の問題点、改善方策等の協議・検討</p> <p>ア 各留置施設運営上の問題点、改善方策等について協議・検討し、必要な指導を行う。</p> <p>イ 現場担当官の意見等を吸い上げ、業務の合理化・効率化や職場環境の改善を推進する。</p> <p>ウ 留置担当官のメンタルケアのための取組等を確認する。</p> <p>(3) 留置担当官のスキルアップを図るための実戦的訓練の実施</p> <p>ア 不当要求をする問題被留置者への対応等、具体的な事例を想定した実践的な訓練を実施の上、必要な指導・教養を行う。</p> <p>イ 警察署員に対する護送の実技指導も行う。</p> <p>(4) 業務遂行に係る関係法令、内規等の理解度の確認等</p> <p>ア 各施設における日々の教養実施状況、応問等により、担当官の関係法令、内規に対する理解度を確認し、必要な指導・教養を行う。</p> <p>イ 個人情報保護や領置物品の保管管理の重要性に対する留置担当官の認識、未然防止対策の取組状況等を確認する。</p>		